## 積算基準を設定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。 積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、令和7年度積算基準を設定し、令和7年10月1日から適用しました。

また、主な改定概要は以下のとおりです。

- 1 令和7年度配水管工事積算基準(開削編)
  - ・ 工期算定における猛暑日による割増し等を改定
  - ・油圧圧入引き抜き工法の日当たり施工枚数等を改定
  - 管防護(フランジ継手用耐震型補強金具)の歩掛を設定
  - 鉄筋工の適用範囲を改定
  - 切削オーバーレイエの適用範囲及び日当たり施工量等を改定
  - 軟弱地盤技術解析業務の標準歩掛を改定
- 2 令和7年度配水管工事積算基準(小管編)
  - 工期算定における猛暑日による割増し等を改定
  - 管防護(フランジ継手用耐震型補強金具)の歩掛を設定
  - 切削オーバーレイエの適用範囲及び日当たり施工量等を改定
- 3 令和7年度配水管工事積算基準(トンネル編)
  - 推進工事の送排泥設備に関する標準歩掛を改定
  - 既設管内調査の解析等業務費の標準歩掛を改定

なお、積算基準は、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課 直通(O3)5000-7993